

問Ⅴ－４－⑦（遊休財産額）

控除対象財産のうち、1号財産（公益目的保有財産）に該当する金融資産は、取り崩すことはできないのでしょうか。また、やむを得ず将来にわたり取り崩していくこととした場合、当該金融資産を控除対象財産にすることはできないのでしょうか。

答

- 1 1号財産（公益目的保有財産）は、継続して公益目的事業の用に供するために保有する財産です（公益法人認定法施行規則第25条第2項等）。このことに鑑みれば、1号財産に該当する金融資産については、原則として、これを取り崩すことなく、その果実を継続的に公益目的事業の財源に充てることを目的として保有すべきものであると考えられます。

（注1）また、こうした1号財産の基本的性格に鑑み、1号財産のうち金融資産に該当するものは、貸借対照表において基本財産又は特定資産として計上することとされています（ガイドラインⅠ－8.（1））。

- 2 しかし、景気の停滞等を原因として、法人が公益目的事業を継続していく上で、当該金融資産を取り崩して事業財源に充てる以外に方法がないなど、やむを得ない場合には、当該金融資産を取り崩すことは否定されません。

なお、例えば、今後数年間にわたって、当該金融資産を取り崩して公益目的事業の財源を確保せざるを得ない状況にある場合には、1号財産から特定費用準備資金などに区分替えを行うことが考えられます。特定費用準備資金に区分替えをした場合には、資金の目的である活動の内容及び時期が費用として擬制できる程度に具体的なものであり、かつ、資金単位でどの事業に関する資金かが判別できる程度に具体性をもって貸借対照表の特定資産として計上する等、特定費用準備資金としての適格性を満たす必要があります（ガイドラインⅠ－7.（5）参照）。

- 3 また、取崩しを行おうとする場合には、定款等の内部規程において、取崩しに係る規程をあらかじめ整備し、当該内部規程に従い、理事会、社員総会、評議員会等の機関決定を経る必要があります。このほか、取崩し後の法人の経理的基礎を確認するため、以降の事業計画や財務の見通しについて御説明いただく場合がありますので御留意ください。

(注2) 公益認定を受ける前に取得した財産のうち、認定を受けた日以後に、法人が公益目的事業の用に供するものである旨を表示した財産は、公益目的保有財産に該当し、継続して公益目的事業の用に供するために保有することが必要とされています(公益法人認定法第18条第7号、公益法人認定法施行規則第25条)。